

組合員の皆様へ（緊急連絡）

先日、9月8日に東京都が受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方を公表し、パブリックコメント（意見公募）を開始いたしました。基本的な考え方によると、**飲食店については原則屋内禁煙、かつ事業者には罰則を課す**という非常に厳しい内容となっております。

組合としては、事業者の実態を考慮せず、バランスの取れていない一律的な規制には断固反対であり、組合員の売上に影響するような規制を容認することはできません。今後、組合からは東京都に強く意見を発信すると共に、飲食業界の実態や今まで取り組んできた喫煙環境を示す店頭表示ステッカーの貼付活動等について東京都に説明し、理解を求めていきたいと考えております。

組合員様の皆様におかれましても、是非今回の意見公募にご意見を上げていただき、1つでも多くの事業者の声を都政に届けていただきますようお願いいたします。

つきましては、FAX 提出用の意見用紙を準備いたしました。

意見欄の上段には既に組合としての意見が記入済みですので、**用紙赤枠内を記入の上、10月6日（金）までに、意見用紙上部に記載の宛先に FAX をお送りいただきますようお願いいたします。**なお、下段には組合員の皆様用の意見欄を設けておりますので、自由にご意見を記入していただいて構いません。

組合員の家族の皆様や従業員様もご提出する場合は、適宜 FAX 用紙をコピーし、ご活用下さい。可能な限り多くのご意見を提出していただくようお願いいたします。

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 原田 啓助

【東京都の基本的な考え方】

東京都 HP : <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/09/08/09.html>

郵送・メールでも意見の提出が可能です

【郵送】〒163-8001 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 意見募集担当宛て

【フォームメール】URL のリンク先からご意見を送信できます

URL <https://www.ifys.jp/passive-smoking/entry>

施設の類型		
医療施設		敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
小学校、中学校、高等学校		
児童福祉施設		
官公庁		屋内禁煙（喫煙専用室設置も 不可 ） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が 難しい施設
老人福祉施設		
大学、体育館		
ホテル、旅館（客室を除く）		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、 嗜好性が強い施設 面積30㎡以下で、従業員を使用しない 店、又は全従業員が同意した店、かつ未 成年者を立ち入らせない店 一利用者が選択可能な掲示を義務付け た上で、喫煙禁止場所としない
事業所（職場）		
娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル		
飲食店	食堂、ラーメン店等	
	居酒屋等	
	バー、スナック等	

エリア分煙や
時間帯分煙が
認められない！

たばこを吸いながら
食事・お酒を楽しんで
もらえない！

今までの投資が
無駄になる！

【懸念点】

- 喫煙ルールの店頭表示や時間帯分煙・エリア分煙といった各種対策が認められておらず、飲食店は「原則屋内禁煙」は看過できない
- 面積の小さい店舗では喫煙専用室を設けるスペースが無い場合、全面禁煙にせざるを得ない
- 特に酒類を扱う店舗は、たばこを吸うお客様から敬遠される可能性があるため、売上が大幅に減少するおそれがある
- 例外措置が非常に限定的で全面禁煙にせざるを得ない。既に喫煙室のある大手チェーン店にお客様が流れるおそれがある
- スペースがあっても、喫煙専用室を設置するには財政的な店舗負担が大きい。また、財政支援策（例：喫煙室設置のための補助金）等が考慮されていない
- 県境の飲食店は、隣接県にお客様が流出し、売上が減少するおそれがある
- 排気設備や空気清浄機の設置、店舗改装等、今までの投資が無駄になる
- 違反した喫煙者本人だけでなく、事業者に対しても罰則規定がある（5万円以下の過料）
- 店外に喫煙場所を設けたくても、路上禁煙の自治体が多いうえ、店舗の敷地は狭いため難しい
- 喫煙・分煙・禁煙といった店頭表示施策を進めてきたのに、事業者の選択の自由が奪われる
- 神奈川県を受動喫煙防止条例よりも遥かに厳しい内容であり、売上へのマイナス影響が大きい
- 国も法制化を検討しているため、国と都の双方から厳しい規制で縛られることになる

料金別納
郵便

様

東京都飲食業生活衛生同業組合

〒104-0045 東京都中央区築地2-7-12
15山京ビル501

☎ 電話 03(3541)6619(直通)

FAX 03(3545)9733(専用)

至急開封後、内容を確認して下さい